

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

ふるさと納税制度の概要と手続きの流れ

Q

今回の地震で被災にあった地域に少しでもお役にたてるように、被災地に寄付をしたいと考えております。ついては、節税にもつながる**ふるさと納税制度**の適用を受けたいと思いますが、**ふるさと納税制度の概要と適用を受けるための手続き**を教えてください。

解説

1. ふるさと納税制度とは？

任意の地方公共団体（都道府県・市区町村）へ寄付をすると、個人住民税などが軽減される制度です。

2. 税額控除について

都道府県・市区町村への寄附金のうち、**所得税では2,000円を超える部分**について、**個人住民税では5,000円を超える部分**について**全額控除**となります。（ただし限度額あり）

控除対象者

個人住民税の納税義務のある方

控除対象となる地方公共団体の範囲

すべての都道府県・市区町村が対象

控除方式

所得税...**寄付した年**に税額控除

住民税...**寄付した翌年**に税額控除

3. 適用を受けるための手続き

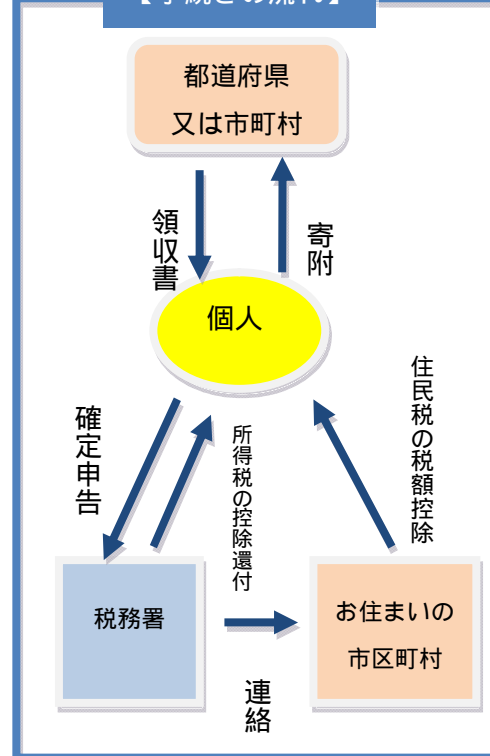
まずは寄附をする都道府県・市区町村を選出します。

都道府県・市区町村に**寄附の申し込み**をし、**金融機関で納付**します。

各地域のホームページ上で「ふるさと納税」の申込書のダウンロードなどができるところがあります。申込が完了すると、納付書が送られてきますので、金融機関で納付をします。

金融機関から各都道府県・市区町村に寄附の内容が通知されます。後日、**寄附先から領収書が送られてきます**。寄附した翌年の3月15日までに寄附先からの領収書を添付して**確定申告**を行います。

【手続きの流れ】



要するに...

ふるさと納税は、**寄附金控除の一種**なので、通常の住民税を納めた上で、任意の都道府県や市区町村に寄附をし、**確定申告**することでその寄附金の額に応じて、**寄附を行った年の所得税が還付され、寄附を行った年の翌年度の住民税が減額されます**。「ふるさと」と名前が付いていますが寄附する場所は自由に選択できます。